

テーマ：機械設備、生産設備の新設費補償における減耗等控除の現状と提案

序論：

企業の所有する機械等の補償において、新設費を補償する場合、減耗控除という手法が昨今行われている。こうした、減耗の発想は、企業の会計処理上、減価償却という手法で経費計上していることから、減耗控除の必要性が論じられるようになってからである。

こうした中で、建物補償額については、「再築補償」が一般的になっており、企業の所有する建物であっても、再築補償を採用しているのが現状である。ここに、機械減耗との取扱いの差異の問題がまずある。〈問題提起 1〉

しかも、減耗控除の採用範囲についても、機械に限定されて、しかも、減価償却上上げられた物、もしくは、一部の高額の機械のみであったりするなどの、曖昧な採用範囲となっている。正確な採用基準が無い。〈問題提起 2〉

さらに、機械などの耐用年数は10年内外の物が多く、調査物件の現状は耐用年数を経過しがちなものが多い。というのも、事業計画決定からそれまでの補償手続きや、現場調査までの過程が、必ずしも迅速に行われていないという現実も起因してる。事業決定された後の地権者の改造は控えられ、耐用年数を経過していくという図式でもある。

こうした、現状で補償額を算定すると、経過年数と耐用年数は近似し

$$\text{補償額} = \text{減耗控除後残価} = \text{簿価} \times (1 - (\text{経過年数} / \text{耐用年数}) \times 0.8) = \text{簿価} \times 0.2$$

と20%の残価しか、補償できないことになり、交渉時金額提示の争点になることが多発している。〈問題提起 3〉

これは、減耗控除という発想が、建物の再築率のように、“取得価格の運用益の補償”の発想が欠如している所が、まずある。〈問題提起 4〉

また、計算過程で、簿価が不明の場合、現状での再取得価格から取得時価格を、物価指数などで“推定簿価”を計算する手法によると、更に控除額が高くなる問題もある。(物価指数は全品目平均の“消費者物価指数”を利用するから。〈問題提起 5〉

前段〈問題提起 5〉で述べた中では、機械そのものの価格についても問題がある。取得時の技術水準に比べ、経年をへて改善された製品しかない。まったく違う方式が一般的になってしまった、という場合の、見積価格が、先に上げた推定簿価の計算基礎に使われると、減耗額が大きくなるのです。逆に中古品を取得した場合の手法、リース物件の採用手法なども、確立されていない。〈問題提起 6〉

コメント：

<問題提起1> 企業の補償における建物再築率採用、機械等減耗控除の矛盾

- ・ ・あくまで減耗控除を採用する、本局の方針でここでは排除。本記事作成の筆者は、この根本的矛盾をめぐいきれない。

<問題提起2> 減耗対象物の曖昧な採用範囲

- ・ ・財務資料の減価償却のリストを元に行うことが筋であろうが、企業は、減価償却という手法は、避けがたい財務会計上のなかで好ましく思っていない節があり、抜けがある。初期投資の年度の税法上のメリットが少ないからで、初期投資時の資金繰りが困窮するからである。そのため、減価償却には、時として、製品代のみを計上し、工事費は外注工費としたり（できる業種は）、建築の修繕費に含めたり（修繕費も減価償却の対象にすることができるが）企業努力している。こうした隠れた部分が抜け落ちる。また、補償でいう動産扱いのものとの混在したり、補償上建物設備、外構工作物に含まれるものが混在したりして、抜け落ちたり、対象としたい金額把握困難な場合がある。

こうしたことから財務資料の減価償却のリストのみで採用範囲は決めかねず、“主だった機械等”を減耗控除対象としているのが現状である。

とある起業者では、一時期、機械で“100万円以上の新設費補償物を減耗控除”としていた。この場合、ガソリンスタンドの場合、タンクは対象、計量機は対象外となる。（余談：配管は対象外が現状）

<問題提起3> 減耗控除経年超過は補償手続き上の経年も起因し、控除多額の問題

- ・ ・後述に、その手法を提案

<問題提起4> 再取得のための運用益の補償欠如

- ・ ・減耗控除に採用すれば、再築率と同じことになるので、耐用年数の考え方にて救済。

<問題提起5> 推定簿価の採用方法の問題

- ・ ・現状では“消費者物価指数”の採用が有効。他に“建築費指数”“労務費・・・統計”などあるが、機械等の市場と類似しないと言われている。（機械業者）

<問題提起6> 再取得価格の性能向上採用の問題（中古価格、リースの隠れた問題もある）

- ・ ・現況、特殊な機械の業者見積において、補償コンサルタント、起業者ともに、明らかな場合を除き、専門業者の判断で出された“同種同等設備”の判断はカタログしかない。詳細は判断できてない。例えば切削機で、ストローク、速度、テーブル巾、安全装置、分割運搬必要なもの、コンピュータ内蔵の詳細の同種同等の判断は困難。10年前の

機械性能のものは、新製品には無いことも多い。当時の製品は製造中止になっていたり。・・・この問題は、今回、問題提起にとどめる。

・中古品の取得については、中古価格の把握の困難さと、同種同等品の存在確定が困難などの問題があり、業者の直接販売、仲介、個人販売の方法があるので、価格差も大きい。・・・この問題は、今回、問題提起にとどめる。

・リース物件の補償について

(1)

リース物件については、解約が必要になってくる。リース物件の解約は、残存額を支払う必要があり、その額が補償額であるということも考えられる。しかし、経過年数によって、補償の残存価額(簿価-減耗)と、リース残存額に差異が生じる。

(2)

また、リースのメリットである全額損金算入できることは、黒字企業で、約9%(=40%×(112.6-0.90))の節税効果があり、考慮しても、経過年数によって差異が生じる。

(赤字企業であっても、将来の損金勘定につながるもので、理論的には9%の節税効果は維持できるものと言えよう。)

(3)

一方、一般的な経営効率の面では、リース、買取の優劣はつけがたい状況にある。

リースは、多額の資金を一括調達不要で、事務手続き簡素、全額損金算入のメリットがあるもの、当企業規模、信頼性からリース総額は年利約2%(業者聞込み)と低利であっても、6年で112.6%支払う。つまり112.6-100=12.6%払い越し。-9%の節税効果があっても3.6%払い越しで済む。方や、税法上の残存価額は、10%の資産が残るが、現実には6年落ちのコンピュータの場合、資産価値は0であって、リースとそれほど差異はなくなってくる。このようにリース、買取の優劣はつけがたい。

(4)

また、一方で、税法上10%の最終残存価額であるのに対して、補償上では20%の最終残存価額を規定していることから、節税効果を考慮したリース残存額9%を補償上20%で補償しても過分ではなさそうだ。

(結論)

上記(1)(2)の事情はあるものの、(3)(4)事由により、

残存価額(補償額)	節税効果を考慮したリース残存額
-----------	-----------------

として補償するものとするのが一般的である。つまり、

リース物件の補償は、通常の買取で新設する補償方法(簿価-減耗)に準じる。

提案：

前項までの、こうした背景、問題点を鑑み、以下に機械等減耗の手法を列記する。

(控除 式1) 減耗控除...最も一般的な控除方法

$$\text{減耗控除後残価} = \text{簿価} \times (1 - (\text{経過年数} / \text{耐用年数}) \times 0.8)$$

簿価： 営業資料より採用

-1・明確に判断できるもの・・・通常の計算

-2・1つの機械について改造、修繕の減価償却に注意し、簿価を合計することなく、改造、修繕の経年を遵守し計算する必要がある。しかし、例えば、1つの機械を、50%\$59年・改造50%\$63年の場合、別々に減耗計算だが、往々にして、先の50%部分の減耗にとどめている。(少し救済になっている)

-3・(新提案1)・・・実績あり

改造部分の新設費を考慮し、改造部分も減耗する方法

前段-2の、改造のある場合

まず、50%の部分は減耗計算を普通にする。

次に、改造50%部分は、実際新規導入しているので、その部分の新設費を足してから、減耗計算。経理上も、本当の意味で正解。

例：S60年取得100万円の耐年15年機械を、80万円減耗し、改造H9年50万円でし、 $50 \times 0.8 \times 6 / 15 = 16$ 万円減耗だが、新設費のほうも、「補償新設費 = 再取得価格 + 改造された部分の新設費」とする。
(減耗は計96万円となる)

-4・(新提案2)・・・前例なし

前段までの改造がなされている場合、改造されて、耐用年数伸びたのだから、当初取得からの経過年数に改造後の残耐用年数を加える。

前例の場合：S60年～H14～残耐用9年 = 26年
 $(100+50) \times 0.8 \times 17 / 26 = 78$ 万円

-5・(新提案3)・・・実績あり(某T氏提案)

耐用年数延長の技法として、中古資産購入の耐用年数は2年という大蔵耐年基準を使用し、耐用年数を2年延長。現況機械が使用されていて、使用可能である以上耐用年数終わらせるのは矛盾という発想。

前例の場合の改造なしで：S60年～H14～残耐用2年＝19年

$$100 \times 0.8^{17/19} = 71 \text{ 万円} < 80 \text{ 万円}$$

-6・(新提案4)・・・実績なし

施設全体の平均耐用年数を採用(入れたいが建物除く)

機械等の減価償却の原則は企業の業種により決定することが原則で、例えば、機械用のものとして通路屋根も機械と同一の耐用年数に含むなどの指導がなされる場合がある。つまり、その企業の施設は全て同じ耐用年数。しかるに、機械等の耐年表別表2に適用が本来のところ、適用困難な場合、個別に別表1で構造別に適用している場合がある。それらを金額により加重平均で、平均耐用年数を求める。

例：ネット施設 100万円 15年 = 加重用積 1500
排水(スポンジ)施設)50万円 30年 = 加重用積 1500
・・・

平均耐用年数 加重用積計 3000/150万円 = 20年

-7・(新提案5)・・・借家人内装に実績

建物と同じ耐用年数とする。前年度より建物設備の認定範囲が広がり、建物に含まれるものが増え、過去の工作物の考え方からすると、移設物以外は建物に含めようとする傾向にあるともいえる。施設全体を捉えたとき、機械等もその一部であるものとする。実績として、店舗で借家人の内装は、本来の内装の耐用年数とせず、N市、A県では建物に準じて採用されている。

簿価： 簿価不明の場合推定簿価

-1・消費者物価指数による取得時価格の推定

現在、最も有効な方法

-2・その他

現在のところ有効な手立てがない。

(控除 式 2) 再築率控除・・・工作物等では、現在あまり使用されてない。・・・排除

$$\text{控除後残価} = \text{推建費} \times \text{再築率} \text{ (建物の手法に準じる)}$$

前年度より建物設備の認定範囲が広がり、建物に含まれるものが増え、過去の工作物の考え方からすると、再築率が適用され始めている傾向にあるともいえる。ここでも耐用年数の採用方法考慮。

筆者の声：こうして、機械等の減耗控除について検討してきたが、筆者は、再築率の採用が本来ではないかと考えている。建物との採用に矛盾がぬぐいきれないからだ。

また、改造を加えられた部分の考慮が見逃しがちなのが、争点になりやすいことも、注目すべきだと考えている。

せめて、建物について建築時期の加重平均をしているように、経過年数の補正で対応してもいいとは思うが。(これまで上げた新提案の耐用年数の部分を経過年数で置き換えて考えてもいいかも)

また、序論に書いたように、減価償却に上げる数字が、工事価格が含まれていない場合が、多々ある現状から、推定簿価の採用は製品価格のみの価格を採用してもいいのではと思うところだ。いや、むしろ本当にわかっている簿価についても工事費と思われる一般的な比率である30%(標準歩掛掲載の一般論記述)を控除後、減耗でもいいのではないかと、考える。

2002.11.14 ASAI KIYOSHI